新型コロナウイルス感染症対策を行う障害福祉サービス施設・事業所等における

~「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (障害福祉サービス分)補助金」のご案内~

## (申請受付開始しました。)

感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な 経費を支援します

■ 対象事業所:令和2年4月1日以降に感染症対策を徹底した上で,サービス

を提供するためにかかり増し経費が発生した施設・事業所

■ 対象経費: 感染症対策に要する物品購入,外部専門家等による研修実施,

感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室

の設置などに要する経費

■ 上限額: サービス毎に設定しています

# (申請受付開始しました。)

サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備 を支援します

1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

■ 対象事業所:令和2年4月1日以降にサービス利用休止中の利用者へ利用再

開のための支援を行った相談支援事業所, 在宅サービス事業所

■ 上限額: 1利用者当たり **1,500円~2,500円** 

2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成

■ 対象事業所:令和2年4月1日以降に感染防止のための環境整備を行った相

談支援事業所, 在宅サービス事業所

■ 上限額: 20万円

上記の各申請方法については, 裏面をご参照ください。

# お問合せ先

茨城県保健福祉部慰労金等コールセンター 029-301-2674 受付時間:8時45分~17時00分(ただし12時から13時及び土日祝日は除く)

#### 申請方法

## 1.支援の対象経費などについて確認

- ■県のホームページなどで支援の対象経費について確認し、申請額を積み上げます。
  - ※**令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象**となるので、支出済の費用だけではなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、**概算額で申請することも可能**です。

また, 領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

## 2.交付申請書を作成

■次ページを参照(実際の様式番号は異なります。)して,所定の様式により,申請書などを作成します。

#### 3.交付申請

- 申請書などの提出は, 茨城県国民健康保険団体連合会(以下,国保連)に, 電子請求受付システムによるインターネット申請により行います。
- 債権譲渡を行っている事業所は、県に直接申請します。
  - ※国保連による申請書受付は、令和3年1月までとなります。

#### 4.県で確認後,交付

- 県が申請内容を確認後、国保連から補助金が交付されます。
- 県に直接申請した場合は、申請内容を確認後、県から補助金が交付されます。

#### 5.実績報告

- ※概算額での交付の場合に限ります。
- 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、または実績報告の期限(令和3年3月末)までに、**県に対して、所定の様式により実績報告**を行います。なお、実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、県に対し精算**を行います。

# 申請書等の記載・提出方法

#### 1.申請書および事業計画書の入手方法

- 申請時に必要な書類は、申請書および様式 1~3です。
- 茨城県ホームページからダウンロードしてく ださい。

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/ shofuku/jiritsu/jiritsu.html

■ Excelファイル名は、代表となる事業所の 事業所番号に変更してください。

「申請書」	令和	年	月	Ħ
(都道府県)知事 殿				
1	:人名) 職・代表	皆名)		
令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)	に係る交付	申請書		
標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。				
申請額: 千円				
(内訳)  1. 障害福祉慰労企事業  2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業(多機能型商易居宝分を除く)  2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業(多機能型商易居宝分に限る)  3. 在をサービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への 再預支をの助政事業		千円 千円 千円		
・ ロルスは、シの瓜キ米  4. 在モサービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業		千円		
(旅付書類) 1 事業所・施設別申請額一覧 (様式1) 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (障害分) に関する事業実施計 (事業所単位) (様式2) 3 障害福祉慰労金受給職員表 (法人単位) (様式3)	画書			

#### 「様式○-2 個票」



#### 「様式〇-1 事業所・施設別申請額一

				百 <u>一</u>											
								補助予定額(千円)							
N	0.	事業所·施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 法人名	障害福祉慰労金	20万円 対象者の 有無	感染対策費用 助成事業 (多機能型居室 を除く。)	感染対策費用 助成事業 (多機能型居室 に限る。)	個別再開支援 助成事業	再開環境整備 助成事業	合計	審査結果
1	1														
2	2														
3	3														

#### 「様式○-3 障害福祉慰労金受給職員

					主たる勤務先		分類			確認事項			支払い実績		
	氏名(漢字)	氏名(全角カナ)	生年月日 (西暦)	本人の住所	事業所番号	事業所・施設の名称	施設区分		他の施設等との 期間通算がある 場合その施設名	委任状の 有無	他法人で の慰労金 の申請の 有無	業務委託 による 従事者	重複 申請者 確認用	支払年月日 (西暦)	支払金額
6															

#### 2.提出に当たっての留意事項(提出先が国保連の場合)

■ 障害福祉サービス等報酬の請求時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、**毎月15日から月末までの間**となります。

- Q1 感染対策の支援, 慰労金の支給の対象サービスを具体的に教えてください。
- A1 感染対策の支援は,障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する障害福祉 サービス等が対象です。
- Q2 感染対策の支援について、どのような費用が対象となりますか。
- A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる以下のような費用が対象となります。詳細は、県にお問い合わせください。

#### 【対象経費の例】

- ・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入
- ・外部専門家等による研修実施
- ・ (研修受講等に要する) 旅費・宿泊費, 受講費用等
- 多機能型簡易居室の設置等
- ・消毒費用・清掃費用
- ・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費や職業紹介手数料
- ・自動車・自転車の購入又はリース費用
- ・ ICT機器の購入またはリース費用 (通信費用を除く)
- ・普段と異なる場所でサービスを実施する際の賃料・物品の使用料,職員の 交通費,利用者の送迎に関する費用
- Q3 国保連からの振込の場合, どの口座に振り込みされますか。
- A3 国保連からの障害福祉サービス等報酬の振込用に登録されている口座に振り 込まれます。